

平成28年6月29日(水)

大分合同新聞(朝刊)

【事例1】スマートフォンで無料のアダルト動画サイトを見ていたら、突然「登録完了。登録料19万8千円、取り消す場合は電話をするように」と表示された。電話をすると「大手通販会社のギフト券を5万円分購入し、その番号を知らせること」と言われた。

【アドバイス】事前に明確な有料表示や確認画面、訂正・取り消し

大分県消費生活センターに寄せられる相談で最も多いのは、インターネット通信サービスを利用している時に起こった消費者トラブルです。



ネットサービス利用時の詐欺

不審な請求は無視して

【アドバイス】架空請求のメールです。身に覚えがなければ無視して、関係ないようになります。

不審なメールや身に覚えのない料金を請求するメールなどで心配になつたときは、お金を支払う前に最寄りの市町村や県の消費生活センター・相談窓口に相談してください。消費者ホットライン☎188は、最寄りの相談窓口を案内します。

(県消費生活・男女共同参画プラザリアイネス☎0997・534・0999)

し画面がなければ支払う必要はありません。また「コンビニエンスストアでギフト券を購入して」は、プリペイドカードを不正に取得しようとする詐欺です。他人から言われて入したり番号を伝えたibriペイドカードを購入しては、絶対にいけません。

【事例2】タブレット端末に「有料動画サイトの利用料金が未納。連絡するように」とメールが届いた。買つたばかりでいろいろ操作していたのが原因ではないかと不安になった。